

株式会社エスネットワークス 定款

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社エスネットワークスと称し、英文ではES NET WORKS CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 会計に関するアドバイス及び相談業務
- (2) 株式公開に関するアドバイス及び相談業務
- (3) 会計システム構築に関するコンサルティング業務
- (4) マーケティング（販売・流通・広告・広報等）に関するアドバイス及び相談業務
- (5) 企業経営上のリスク・マネジメントのコンサルティングの受託
- (6) 企業の経理業務の受託又は代行業務
- (7) 財務書類の記帳代行業務
- (8) 合併・営業譲渡に関するアドバイス及び相談業務
- (9) 株式、債券への投資に関する調査企画
- (10) 国内外投資先の斡旋及び仲介
- (11) 匿名組合財産及び投資事業組合財産の運用及び管理
- (12) 投資業の運営及び管理
- (13) 有価証券等への投資、保有、管理及び売買
- (14) 人事・労務に関するアドバイス及び相談業務
- (15) システム構築に関するコンサルティング
- (16) 有料職業紹介事業
- (17) 労働者派遣事業
- (18) 書籍等の出版物並びにCD及びDVD等の電子記録の販売
- (19) 前各号に付帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、1 千 8 4 万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の 1 単元の株式数は、1 0 0 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 8 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 1 8 9 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役によって選定する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 10 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 11 条 当社は、毎年 1 2 月 3 1 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

第 3 章 株主総会

(電子提供措置等)

第 12 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(招 集)

第 13 条 定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順位により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順位により、他の取締役が議長となり、取締役全員に事故があるときは、当該株主総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、10 名以内とし、監査等委員である取締役は 4 名以内とする。

(取締役の選任)

第 19 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年

度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 代表取締役は、取締役会の決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から選定する。

2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

- 3 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役の報酬等)

第 22 条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 23 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 1 2 0 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第 28 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役が記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 30 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 31 条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定できる。

(監査等委員会の招集通知)

第 32 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。

2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の通知をしないうで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 33 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会議事録)

第 34 条 監査等委員会における議事の経過の要領及び結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員が記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規程)

第 35 条 当社の監査等委員会に関するその他の事項は、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 36 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 37 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、その定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 38 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 39 条 当社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 40 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 41 条 当社の期末配当金の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。
2 当社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。
3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(期末及び中間配当金の除斥期間)

第 42 条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。
2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当社は、第 23 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2 第 23 期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 35 条第 2 項の定めるところによる。

(施行期日)

本定款は、平成 12 年 4 月 21 日から改正実施する。
本定款は、平成 17 年 6 月 27 日から改正実施する。
本定款は、平成 17 年 12 月 3 日から改正実施する。
本定款は、平成 18 年 3 月 7 日から改正実施する。
本定款は、平成 18 年 7 月 14 日から改正実施する。
本定款は、平成 19 年 3 月 30 日から改正実施する。
本定款は、平成 20 年 3 月 13 日から改正実施する。

本定款は、平成 20 年 4 月 1 日から改正実施する。
本定款は、平成 21 年 3 月 24 日から改正実施する。
本定款は、平成 23 年 3 月 30 日から改正実施する。
本定款は、平成 23 年 11 月 22 日から改正実施する。
本定款は、平成 24 年 3 月 23 日から改正実施する。
本定款は、平成 25 年 3 月 28 日から改正実施する。
本定款は、平成 25 年 7 月 29 日から改正実施する。
本定款は、平成 28 年 3 月 23 日から改正実施する。
本定款は、平成 28 年 11 月 30 日から改正実施する。
本定款は、平成 29 年 3 月 28 日から改正実施する。
本定款は、平成 30 年 12 月 1 日から改正実施する。
本定款は、平成 30 年 12 月 10 日から改正実施する。
本定款は、令和元年 5 月 17 日から改正実施する。
本定款は、令和 2 年 11 月 18 日から改正実施する。
本定款は、令和 4 年 3 月 25 日から改正実施する。
本定款は、令和 4 年 12 月 01 日から改正実施する。
本定款は、令和 5 年 3 月 24 日から改正実施する。
本定款は、令和 5 年 6 月 30 日から改正実施する。

なお、この冊子は「株式会社エスネットワークス 定款」の原本である。

代表取締役社長 高畠 義紀 印